

健康相談 (健康診断の結果についての医師の意見聴取) を希望される方へ

STEP1 健康相談・面接指導 利用申込書 (様式地1) の作成・FAX申込

- ① このファイルの2枚目「健康相談・面接指導 利用申込書」をダウンロードしてください。
- ② 3枚目の記入例と4枚目以降の資料を参照しながら、必要事項を記入してください。
- ③ 医師の意見聴取を希望する場合は、まず相談内容欄の5に○を記入してください。対象者欄には健康診断結果票の検査項目の判定が正常なAかB(無所見者)以外の判定があった人数を記入してください。検査項目に1つでも異常の判定C、D、E、Fなど(有所見者)の判定があれば対象者になります。
- ④ 利用申込書が書けましたら、当センターへFAXで申込を行ってください。
- ⑤ その際に、個人情報に関する書類(健康診断結果票等)は絶対送らないでください。FAX番号を誤って関係のない所に送ると、個人情報の漏洩になるため注意してください。

STEP2 受付と対面相談の日程調整等

- ① 当センターに上記の利用申込書が届いたら、当センターで内容を確認させていただきます。記入漏れや誤り等があれば、追加・訂正をお願いすることがあります。特に問題がなければ、受付とさせていただきます。
- ② 対面相談の日時・会場・相談者(来所者)等を決めるため、当センターから電話連絡させていただきます(不定期勤務のため連絡が遅くなることがありますが、ご容赦ください)。
- ③ 日程等が決まりましたら、確認のためのFAXを担当者様宛てに送信させていただきます。

STEP3 健康診断結果票の写しと健康相談記録票別紙の作成・送付

- ① FAXが届きましたら、有所見者の健康診断結果票をコピー(縮小コピー不可)してください。無所見者は対象外ですので、健康診断結果票が連名簿形式の場合は正常者の氏名・生年月日・年齢などを黒マジックで消してください(個人情報漏洩防止のため厳守)。
- ② 【書類の作成・送付】から、健康相談記録票別紙をダウンロードしてください。
- ③ 記入例等を参考に、健康診断結果票の写しを参照して黒枠内のみに必要事項を記入してください。相談日時欄、医師の氏名欄、就業区分欄は医師が記入する欄ですから、絶対記入しないでください(誤って記入した場合は、再提出が必要です)。
- ④ 上記の書類ができたなら、順番も同じにして早急にセンターへ送付又はご持参ください。対面相談日前に医師等が就業区分等の判定を記入するため、書類到着が期日までに届かないと対面相談時間が長くなりますので注意してください。

清庵地域産業保健センター

場 所 〒424-0053 静岡市清水区渋川2-12-1 静岡市清水医師会健診センター内

電 話 054-348-2332 FAX 054-348-7734

※不定期勤務のため、不在時は留守録をお願いします。後日、当センターから連絡します。

3月中旬以降は年度末清算のため当事業を終了します。新年度にご連絡ください。

事業場	事業場名			
	所在地	〒		
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)		
	事業内容			
	代表者	職名： 氏名：		
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：		
	企業の情報※	1 事業者 2 個人事業者 3 個人事業主等への注文者等 ----- 企業名 () 本社の有無 (有 ・ 無) 労働者数 (人) 産業医数 (人) うち 総括産業医 (有 ・ 無)		
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談 (脳・心臓疾患リスク者保健指導) (対象者 名) 2 健康相談 (メンタルヘルス不調者相談・指導) (対象者 名) 3 健康相談 (ストレスチェック相談・指導) (対象者 名) 4 健康相談 (その他) (対象者 名) 5 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 6 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 7 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 8 その他 () (対象者 名)			
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない			
地域産業保健センター の 利 用	☐ 新規 (直近2年間利用無) ☐ それ以外			
その他連絡事項等				

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)

※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

※ 副業・兼業に関する相談は様式地1-2（例）を使用すること。

* 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- 1 全項目に漏れなく記入しています。
- 2 事業場は50人未満です。
- 3 当社に総括産業医は居ません。
- 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 6 「健康相談結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「健康相談結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- 7 (個人事業者、注文者等のみ確認) 労災保険に加入している又は特別加入をしている
- 8 上記に相違ありません。

チェック欄
はい いいえ

☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

記入例

(R6. 5. 28改正)

健康相談・面接指導 利用申込書

※1事業場につき1枚に記入して、清庵地域産業保健センターへFAX【054（348）7734】を送付

事業場	事業場名	〇〇商事(株)清水営業所		
	所在地	〒424-1234 静岡市清水区渡川1-2-3		
	労働者数	(男: 10 人) (女: 5 人) (計: 15 人)		
	事業内容	卸売業		
	代表者	職名: 営業所長 氏名: 静岡 太郎		
	担当者	職名: 庶務係長 氏名: 山田 次郎 ※健康管理責任者で相談者を記入 電話: 054-123-4567 FAX: 054-123-8910		
	企業の情報※	① 事業者 2 個人事業者 3 個人事業主等への注文者等 企業名 (〇〇商事(株)) 本社の有無 (有 ・ 無) 労働者数 (300 人) 産業医数 (2 人) うち 総括産業医 (有 ・ 無)		
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談 (脳・心臓疾患リスク者保健指導) (対象者 名) 2 健康相談 (メンタルヘルス不調者相談・指導) (対象者 名) 3 健康相談 (ストレスチェック相談・指導) (対象者 名) 4 健康相談 (その他) (対象者 名) ⑤ 健康診断の結果についての医師の意見聴取 ※AB以外 (対象者 10 名) 6 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 7 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 8 その他 () (対象者 名)			
事業場訪問	1 希望する (産業医・保健師・労働衛生工学専門員) 2 希望しない			
厚労省ガイドラインによる 治療と仕事の両立支援訪問 地域産業保健センター の 利 用	事業場への訪問支援 1. 希望する 2. 希望しない ☐ 新規 (直近2年間利用無) ☒ それ以外			
その他連絡事項等	※上記の事業場訪問、両立支援訪問は次頁以降のリーフレットを参照して○印してください			

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。

なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)

※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

※ 副業・兼業に関する相談は様式地1-2(例)を使用すること。必要な場合はセンターまで請求ください。

※ 労働衛生工学専門員とは、作業場の環境改善に対しアドバイスをする専門職です。また、保健師は健康相談・健康診断後の事後指導・社内勉強会等を行う専門職です。併せてぜひご利用ください。

※ 治療と仕事の両立支援とは、治療を続けながら就業することをサポートする働き方改革の一つです。

※ 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- 全項目に漏れなく記入しています。
- 事業場は50人未満です。
- 当社に総括産業医は居ません。
- 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- (個人事業者、注文者等のみ確認) 労災保険に加入している又は特別加入をしている。
- 上記に相違ありません。

チェック欄
はい いいえ

☒	☐
☒	☐
☒	☐
☒	☐
☒	☐
☒	☐
☒	☐
☒	☐

作業場の環境を改善して、安全・安心な働きやすい職場を作りませんか？



労働衛生工学専門員の**無料**個別会社訪問で
専門的なアドバイスを受けよう！



作業環境測定の見方
測定結果の活用方法へのアドバイス
有害化学物質の発生源対策
局所排気装置の設置等へのアドバイス



作業環境(温度・湿度・照度・騒音・粉じん等)
や作業方法(重量物取扱い作業等)
に対するアドバイス



化学物質リスクアセスメント
導入へのアドバイス



職場の労働衛生向上には、「健康管理」だけでなく「作業環境管理」「作業管理」の3管理が重要です。労働衛生工学専門員が現場を訪問して職場環境を見たうえで、作業環境改善について専門的なアドバイスをいたします。お申込み、お問い合わせは静岡産業保健総合支援センターまたは裏面のお近くの地域産業保健センターまでお願いします。

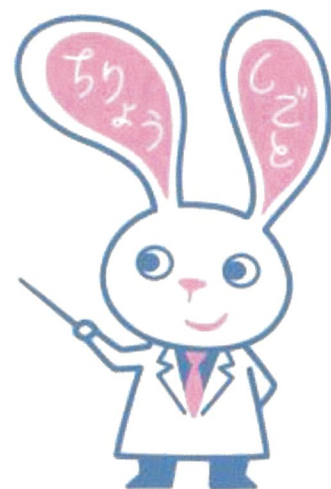
静岡産業保健総合支援センター

〒420-0034 静岡市葵区常磐町2丁目13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階
TEL: 054-205-0111 FAX: 054-205-0123

治療と仕事の 両立支援

働き続けたい思いに応える職場支援

社員の就労を支えるのは、会社や本人の為だけでなく、社員の家族や同僚など多くの人たちにとって大切な事です。



以下の事に取り組みたいご希望はありませんか？産保センターがご支援致します。

1. 「社員を大切にしてお互い助け合う」社内風土を作りたい
2. 社員が心配事や体調を相談しやすい環境を作りたい
3. 復職してくる社員に必要な、無理のない就業配慮を検討したい
4. 病気があっても仕事を続けられる、柔軟な就業配慮を検討したい
5. 両立支援に対応できる就業規則を作りたい



管理職への両立
支援勉強会

従業員への両立
支援勉強会



主治医との連携支援

病院相談窓口との
連携支援



産保センターでは、治療と仕事の両立に係る様々な事柄を支援しています。

料金は無料です。ご本人はもちろんの事、会社のご担当者やご家族など、復職や傷病による就業継続でお困りの際には、ぜひ産保センターの両立支援担当までご連絡ください。



左のQRコードは、
厚生労働省の「治療と仕事の両立支援ナビ」
治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイトです。
治療と仕事の両立支援に関する、様々な情報が満載です。

静岡産業保健総合支援センターの 治療と仕事の両立支援

治療を続けながら仕事を続けるために



部下が病気になったから仕事を辞めると言ってきたが、何とか辞めないで無理なく仕事を続けて欲しい。

治療技術の進歩により、治療を続けながら仕事をすることができるようになりました。ただ、会社でも少し配慮していただくと治療と仕事が両立できるようになり、多くの方が職場に戻ることができます。



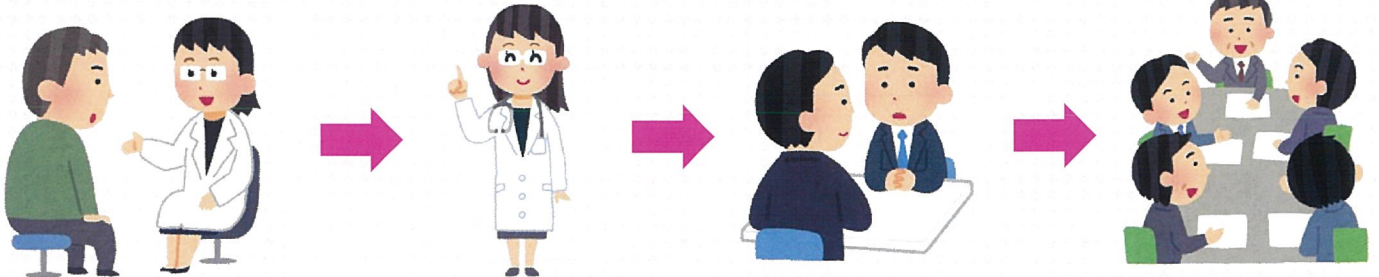
復職には、主治医の許可・本人の復職の意思・会社の復職許可が必要です。

本人が主治医に「仕事の内容」を伝えます。様式があり文書で伝えることができます。

主治医から本人へ「望ましい働き方についての意見書」を書いてもらいます。

本人から会社へ「主治医意見書」を提出します。

職場では、主治医意見書を基に、就業の可否・就業上の配慮を決定します。



静岡産業保健総合支援センターは、すべての過程で社員・事業場担当者の双方をご支援致します。

病院の両立相談窓口での相談 (本人・家族・会社担当者)

- ・利用可能な制度
- ・復職に対するお悩み など

病院との橋渡し

- ・同行受診付き添い
- ・病院相談窓口との連携サポート

両立支援に関する社内勉強会開催

- ・管理監督者向け
- ・従業員の皆様向け

就業配慮の仕方への支援

- ・勤務状況提供書作成サポート
- ・必要な配慮の検討
- ・主治医の意見書の見方



下記QRコードから産保センターの
両立支援の検索ができます↓

下記QRコードからも
お申込みができます↓

会社の復職支援準備への支援

- ・就業規則の見直し
- ・社内相談窓口の開設準備

